

厚生労働省発薬生 0207 第 90 号
平成 30 年 2 月 7 日

薬事・食品衛生審議会会長
橋田 充 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

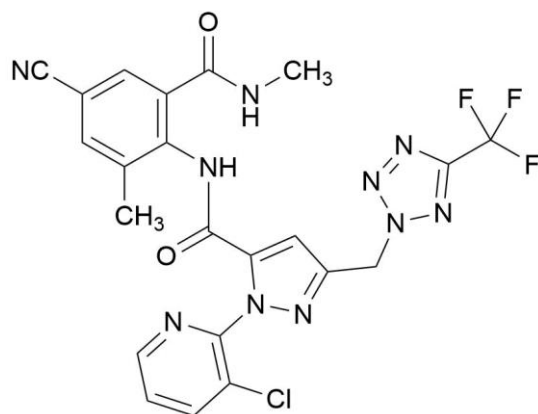
諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1－（3－クロロ－2－ピリジル）－4′－シアノ－2′－メチル－6′－（メチルカルバモイル）－3－[[5－（トリフルオロメチル）－2H－1，2，3，4－テトラゾール－2－イル]メチル]－1H－ピラゾール－5－カルボキサニリド及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について

1- (3-クロロ-2-ピリジル) -4'-シアノ-2'-メチル-6'- (メチルカルバモイル) -3- [[5- (トリフルオロメチル) -2H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-2-イル] メチル] -1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について



$C_{22}H_{16}ClF_3N_{10}O_2$

CAS No. : 1229654-66-3

名称 (英 語 名) 1-(3-chloro-2-pyridyl)-4'-cyano-2'-methyl-6'-(methylcarbamoyl)-3-[[5-(trifluoromethyl)-2H-1,2,3,4-tetrazol-2-yl]methyl]-1H-pyrazole-5-carboxanilide

(日本語名) 1- (3-クロロ-2-ピリジル) -4'-シアノ-2'-メチル-6'- (メチルカルバモイル) -3- [[5- (トリフルオロメチル) -2H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-2-イル] メチル] -1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド

経緯

上記化学物質は、現在、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）第2条第1項第32号の有機シアン化合物及びこれを含有する製剤に該当し、劇物となるものであるが、今般、事業者より、農薬登録申請に基づき、原体の毒性データが提出され、劇性を持たないものであることが判明したことにより、劇物から除外するものである。

用途

農薬（殺虫剤）

物理的・化学的性質

別添1を参照

毒性

別添 2 を参照

事務局案

1－（3－クロロ－2－ピリジル）－4′－シアノ－2′－メチル－6′－（メチルカルバモイル）－3－[[5－（トリフルオロメチル）－2H－1，2，3，4－テトラゾール－2－イル]メチル]－1H－ピラゾール－5－カルボキサニリド及びこれを含有する製剤を、「劇物」から除外することが適当である。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英 語 名) 1-(3-chloro-2-pyridyl)-4'-cyano-2'-methyl-6'-(methylcarbamoyl)-3-[[5-(trifluoromethyl)-2H-1,2,3,4-tetrazol-2-yl]methyl]-1H-pyrazole-5-carboxanilide (日本語名) 1－（3－クロロ－2－ピリジル）－4'－シアノ－2'－メチル－6'－（メチルカルバモイル）－3－[[5－（トリフルオロメチル）－2H－1,2,3,4－テトラゾール－2－イル]メチル]－1H－ピラゾール－5－カルボキサニリド
CAS 番号	1229654-66-3
化学式	C ₂₂ H ₁₆ ClF ₃ N ₁₀ O ₂
分子量	544.88
物理化学的性状	
外観	ベージュ色粉末（24℃）
沸点	測定不能（沸騰せずに 230℃から分解）
融点	226.9～229.6℃
密度	1.52 g/cm ³ (20℃)
相対蒸気密度	－
蒸気圧	3.2×10 ⁻⁶ Pa (20℃、外装法による)、 4.6×10 ⁻⁶ Pa (25℃、外装法による)、 2.3×10 ⁻⁶ Pa (50℃、外装法による)
溶解性	蒸留水（pH 6.31）：1.2 mg/L (20℃)、 〃 （pH 4, 7）：1.0 mg/L (20℃)、 〃 （pH 9）：1.3 mg/L (20℃)
安定性	（熱）230℃から分解し始める。
反応性	－

【別添 2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ : ♀ >2,000 mg/kg	OECD TG 423 GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂♀ >2,000 mg/kg	OECD TG 402 GLP 準拠
急性吸入毒性 (ダスト)	ラット	LD ₅₀ : ♂♀ >5.01 mg/L/4hr	OECD TG 403 GLP 準拠
刺激性	ウサギ	皮膚腐食性 : なし（軽度の刺激性）*1	OECD TG 404 GLP 準拠
	ウサギ	眼刺激性 : なし*2	OECD TG 405 GLP 準拠

* 1 : Draize法の判定基準により、当該物質のパッチ除去後、1時間後に極軽度の紅班（スコア 1）が全ての動物に認められた。24時間後では2匹の動物に極軽度の紅班（スコア 1）が認められたが、48時間後には完全な回復が認められた。浮腫は全く認められなかった。24～72 時間までの平均の皮膚刺激指数（Primary Irritation Index ; P.I.I.）は 0.22 で、Association Francaise de Normalization (AFNOR) の皮膚刺激性強度の基準に従い、ウサギの皮膚に対して、軽度の刺激物に分類された。

* 2 : Draize法の判定基準により、被験物質群の平均合計スコア（Mean Total Score ; MTS）は、投与 1 時間後より刺激性影響（スコア 1 又は 2）を観察したが、48時間又は72時間までに完全に回復した。平均スコアは、< 1 であり参照した分類基準^{a)}では区分外となり眼刺激性はないと考えられる。

a) ; EU Directive 1999/45/EC、Regulation (EC) No. 1272/2008 (CLP) 及び GHS